

第5号様式（第12条関係）

芽室許可第1-22号指令

### 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北2丁目5番地37

氏 名 株式会社 北洋清掃社

代表取締役 水 木 直 人 様

平成29年3月3日に申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (遺品整理にともなって排出される 家庭系ごみ)
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北2丁目5番地37 株式会社 北洋清掃社
許 可 期 間		平成29年 4月15日から 平成31年 4月14日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		芽室町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西24条北4丁目1番地1 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター
	そ の 他	上記以外の搬入の際は、別途協議する

平成29年 3月 6日

芽室町長 宮 西 義 憲

